

水第4号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が市以外の法第3条第5項の水道事業者（以下「他水道事業者」という。）又は他水道事業者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「他水道事業者指定事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する給水装置工事については、この限りでない。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前条ただし書に規定するときにあつては、指定給水装置工事事業者又は他水道事業者指定事業者。第18条、第38条第2項及び第40条において同じ。）」を加える。

第38条第2項中「市」の次に「（第10条ただし書に規定するときにあつては、市又は他水道事業者）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他水道事業者又は他水道事業者指定事業者が給水装置工事を施行できるようにするため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（給水装置工事の施行）

第10条 給水装置工事は、市又は市が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が市以外の法第3条第5項の水道事業者（以下「他水道事業者」という。）又は他水道事業者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「他水道事業者指定事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する給水装置工事については、この限りでない。

（給水管及び給水用具の指定）

第11条 （第1項省略）

2 管理者は、指定給水装置工事事業者（前条ただし書に規定するときにあつては、指定給水装置工事事業者又は他水道事業者指定事業者。第18条、第38条第2項及び第40条において同じ。）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

（第3項省略）

（給水装置の基準違反に対する措置）

第38条 （第1項省略）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市（第10条ただし書に規定するときにあつては、市又は他水道事業者）又は指定

給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。